

岩手県告示第597号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）別表第7の2の項に規定するパーキング・チケット発給手数料の収納に関する事務を令和6年4月1日次の者に行わせることとした。

令和6年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
岩手県盛岡市天神町11番1号	一般社団法人岩手県交通安全協会